

営繕工事設計業務等の委託契約書に添付する契約事項の一部改正について

1 改正理由

破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産管財人、会社更生法（平成 14 年法律第 54 号）に基づく管財人又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生債務者等（以下「破産管財人等」という。）により契約が解除された場合に受注者は発注者に対し違約金を支払いしなければならないこととするとともに、その解除に伴う措置を定める必要がある。

また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を改正する財務省告示が平成 29 年 4 月 1 日から適用されることに伴い、契約事項の遅延利息等の利率を改める。

「年 2. 8 %」→ 「年 2. 7 %」

2 改正概要

【営繕工事設計業務用 建設コンサルタント契約事項関係条項】

○契約が解除された場合等の違約金（第 39 条～第 40 条の 2、第 43 条関係）

破産管財人等による契約解除がなされた場合について、受注者は発注者に対し違約金を支払わなければならないこととする旨の規定を明記し、その場合の措置について整備する。

○遅延利息等の利率改定

- （1）履行遅滞の場合における損害金等（第 37 条第 2 項及び第 3 項関係）
- （2）談合等不正行為があった場合の違約金等（第 38 条第 2 項関係）
- （3）賠償金等の徴収（第 45 条第 1 項及び第 2 項関係）

【営繕工事監理業務用 建設コンサルタント契約事項関係条項】

○契約が解除された場合等の違約金（第 32 条～第 33 条の 2、第 36 条関係）

破産管財人等による契約解除がなされた場合について、受注者は発注者に対し違約金を支払わなければならないこととする旨の規定を明記し、その場合の措置について整備する。

○遅延利息等の利率改定

- （1）履行遅滞の場合における損害金等（第 30 条第 2 項及び第 3 項関係）
- （2）談合等不正行為があった場合の違約金等（第 31 条第 2 項関係）
- （3）賠償金等の徴収（第 38 条第 1 項及び第 2 項関係）

3 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う業務委託の契約について適用する。